

渡島地方技能訓練協会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、本市における技能者の育成および安定的な供給を図ることにおいて、渡島地方技能訓練協会（以下「協会」という。）が果たしている重要な役割に鑑み、協会の運営に関する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、協会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、協会の運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する